

2 略										
3 略										
4	同法第8条第1項の規定による老人居宅生活支援事業を行う者等に対する報告の請求又は関係者への質問若しくは事務所等への立入検査の実施								○	総合事務所長
5	同法第8条第2項の規定による養老ホーム等の取組に対する報告の請求又は関係者への質問若しくは施設への立入検査の実施								○	総合事務所長
6	同法第8条の2第1項の規定による認知症対応型老人共同生活圏事業を行う者が同法第14条の4の規定に違反したと認められたときの当該者に対する改訂措置の命令								○	総合事務所長
7	同法第8条の2第2項の規定による老人居宅生活支援事業を行う者等に対する事業の制限又は停止の命令	○								
8～13 略										
14	同法第29条第6項の規定による報告の請求又は施設の取組等についての調査の実施							○		
15	同法第29条第8項の規定による有料老人ホームの取組者に対する改訂措置の命令							○		
16	同法第29条第9項の規定による有料老人ホームの取組者に対する改訂措置の命令をした旨の公示							○		

二及び三 略

四 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務（広域連合の長に委任したものを除く。）	1	同法第24条の2第1項の規定による指定介護事業者の指定							○	総合事務所長
	2	同法第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者の指定							○	総合事務所長

3 略										
4 略										
5	同法第8条第1項の規定による老人居宅生活支援事業を行う者等に対する報告の請求又は関係者への質問若しくは事務所等への立入検査の実施								○	総合事務所長 東部保健福祉局長
6	同法第8条第2項の規定による養老老人ホーム等の取組に対する報告の請求又は関係者への質問若しくは施設への立入検査の実施								○	総合事務所長 東部保健福祉局長
7	同法第8条の2第1項の規定による老人居宅生活支援事業を行う者等に対する事業の制限又は停止の命令	○								
8～13 略										
14	同法第29条第3項の規定による報告の請求又は施設の取組等についての調査の実施							○		
15	同法第29条第4項の規定による有料老人ホームの取組者に対する改訂措置の命令							○		

二及び三 略

四 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務（広域連合の長に委任したものを除く。）	1	介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第7号）第3条の規定による改正後の介護保険法（3、7から9まで、16から18まで及び84から47までにおいて「介護保険法」という。）第4条の2第1項の規定による指定介護事業者の指定							○	総合事務所長 東部保健福祉局長
	2	同法第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者の指定							○	総合事務所長 東部保健福祉局長
	3	新介護保険法第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者の指定（特定補助用具の販売に係るものに限る。）							○	総合事務所長 東部保健福祉局長

3. 同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定								○	総合事務所長
4. 同法第48条第1項第1号の規定による指定介護老人福祉施設の指定								○	総合事務所長
5. 同法第48条第1項第3号の規定による指定介護療養型医療施設の指定								○	総合事務所長
6. 同法第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定								○	総合事務所長
7. 同法第9条の2第1項本文の規定による介護支援専門員の登録		○							
8. 同法第9条の2第2項の規定による介護支援専門員資格登録簿への記載			○						
9. 同法第9条の3本文の規定による介護支援専門員の登録の移転の申請の受理			○						
10. 同法第9条の4の規定による介護支援専門員の登録事項の変更の届出の受理			○						
11. 同法第9条の5の規定による介護支援専門員の死亡等の届出の受理			○						
12. 同法第9条の6の規定による介護支援専門員の申請等に基づく登録の消除			○						
13. 同法第9条の7第1項の規定による介護支援専門員証の交付の申請の受理			○						
14. 同法第9条の7第5項の規定による介護支援専門員の登録の移転の申請があったときの介護支援専門員証の交付の申請の受理			○						
15. 同法第9条の7第6項の規定による介護支援専門員の登録の消除又は介護支援専門員証の効力を失ったときの介護支援専門員証の受理			○						
16. 同法第9条の7第7項の規定による介護支援専門員の業務の禁止の処分を受けたときの介護支援専門員証の受理			○						
17. 同法第9条の7第8項の規定による介護支援専門員の業務の禁止の期間が満了した場合の介護支援専門員証の返還			○						
18. 同法第9条の8第1項の規定による介護支援専門員の登録の更新		○							
19. 同法第9条の14第2項の規定による登		○							
4. 同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定									○ 総合事務所長 東部管出保健局長
5. 同法第48条第1項第1号の規定による指定介護老人福祉施設の指定									○ 総合事務所長 東部管出保健局長
6. 同法第48条第1項第3号の規定による指定介護療養型医療施設の指定									○ 総合事務所長 東部管出保健局長
7. 新介護保険法第3条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定									○ 総合事務所長 東部管出保健局長

	2項の規定による市町 村長からの届出の受理							
51	同法第78条の2 第3項の規定による 市町村長からの届出 についての助言又は 勧告					○	総合事務所長	
52	同法第78条の10の 規定による市町村長 からの届出の受理					○	総合事務所長	
53	同法第79条の2第 1項の規定による指 定の更新					○	総合事務所長	
54	同法第82条の規定 による指定居宅介護 支援事業者からの変 更届出書等の受理					○	総合事務所長	
55	同法第83条第1項 の規定による指定居 宅介護支援事業者等 に対する報告等の命 令及び立入検査					○	総合事務所長	
56	同法第83条の2第 1項の規定による指 定居宅介護支援事 業者に対する勧告					○	総合事務所長	
57	同法第83条の2第 2項の規定による公 表					○	総合事務所長	
58	同法第83条の2第 3項の規定による指 定居宅介護支援事 業者に対する命令					○	総合事務所長	
59	同法第83条の2第 4項の規定による公 示					○	総合事務所長	
60	同法第83条の2第 5項の規定による通 知の受理					○	総合事務所長	
61	同法第84条第1項 の規定による指定居 宅介護支援事業者の 指定の取消し及び効 力の停止	○						
62	同法第85条の規定 による指定居宅介護 支援事業者の指定等 の公示					○	総合事務所長	
63	同法第86条第3項 の規定による指定介 護老人福祉施設の指 定をする場合の市町 村長への通知					○	総合事務所長	
64	同法第86条の2第 1項の規定による指 定介護老人福祉施設 の指定の更新					○	総合事務所長	
65	同法第89条の規定 による指定介護老人 福祉施設の開設者か らの変更届出書の受 理					○	総合事務所長	
66	同法第90条第1項 の規定による指定介 護老人福祉施設の開 設者等への報告等の 命令及び立入検査					○	総合事務所長	

	条の2第2項の規定 による市町村長から の届出の受理								東部福祉保健 局長
15	新介護保険法第 78条の2第3項の規 定による市町村長か らの届出についての 助言又は勧告					○	総合事務所長	東部福祉保健 局長	
16	新介護保険法第 78条の10の規定よ る市町村長からの届 出の受理					○	総合事務所長	東部福祉保健 局長	
17	同法第82条の規定 による指定居宅介護 支援事業者からの変 更届出書等の受理					○	総合事務所長	東部福祉保健 局長	
18	同法第83条第1項 の規定による指定居 宅介護支援事業者等 に対する報告等の命 令若しくは 出項の要 求 、 <u>関係者に対する 質問又は調査書等 の検査</u>					○	総合事務所長	東部福祉保健 局長	
19	同法第84条第1項 の規定による指定居 宅介護支援事業者の 指定の取消し	○							
20	同法第85条の規定 による指定居宅介護 支援事業者の指定等 の公示					○	総合事務所長	東部福祉保健 局長	
21	同法第89条の規定 による指定介護老人 福祉施設の開設者か らの変更届出書の受 理					○	総合事務所長	東部福祉保健 局長	
22	同法第90条第1項 の規定による指定介 護老人福祉施設の開 設者等への報告等の 命令若しくは 出項の 検査					○	総合事務所長	東部福祉保健 局長	

67	同法第11条の規定による指定介護老人福祉施設からの指定辞書の届出の受理								○	総合事務所長
68	同法第11条の第2第1項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者に対する勧告								○	総合事務所長
69	同法第11条の第2第2項の規定による公表								○	総合事務所長
70	同法第11条の第2第3項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者に対する命令								○	総合事務所長
71	同法第11条の第2第4項の規定による公示								○	総合事務所長
72	同法第11条の第2第5項の規定による通知の受理								○	総合事務所長
73	同法第12条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定の取消し及び効力の停止	○								
74	同法第12条第2項の規定による通知の受理								○	総合事務所長
75	同法第13条の規定による指定介護老人福祉施設の指定等の公示								○	総合事務所長
76	同法第14条第1項の規定による介護老人保健施設の開設の許可								○	総合事務所長
77	同法第14条第2項の規定による介護老人保健施設の入所定員等の変更許可								○	総合事務所長
78	同法第14条第6項の規定による介護老人保健施設の開設の許可等をする場合の市町村長への通知								○	総合事務所長
79	同法第14条の第2第1項の規定による介護老人保健施設の開設の許可の更新								○	総合事務所長
80	同法第16条第1項の規定による介護老人保健施設を管理する医師の承認								○	総合事務所長
81	同法第16条第2項の規定による介護老人保健施設の管理を医師以外の者が管理させることの承認								○	総合事務所長
82	同法第18条第1項第4号の規定による介護老人保健施設に関して広告する事項の許可								○	総合事務所長
83	同法第19条の規定による指定介護老人								○	総合事務所長

	要求、関係者に対する開示又は説明等の検査									
23	同法第21条の規定による指定介護老人福祉施設からの指定辞書の届出の受理								○	総合事務所長 東部生涯学習保健局長
24	同法第22条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定の取消し	○								
25	同法第23条の規定による指定介護老人福祉施設の指定等の公示								○	総合事務所長 東部生涯学習保健局長
26	同法第24条第1項の規定による介護老人保健施設の開設の許可								○	総合事務所長 東部生涯学習保健局長
27	同法第24条第2項の規定による介護老人保健施設の入所定員等の変更許可								○	総合事務所長 東部生涯学習保健局長
28	同法第25条第1項の規定による介護老人保健施設を管理する医師の承認								○	総合事務所長 東部生涯学習保健局長
29	同法第25条第2項の規定による介護老人保健施設の管理を医師以外の者が管理させることの承認								○	総合事務所長 東部生涯学習保健局長
30	同法第28条第1項第4号の規定による介護老人保健施設に関して広告する事項の許可								○	総合事務所長 東部生涯学習保健局長
31	同法第29条の規定による指定介護老人								○	総合事務所長 東部生涯学習保健局長

保健施設の開設者からの変更届出書の受理																			局長
84 同法第100条第1項の規定による介護老人保健施設の開設者等に対する報告等の命令若しくは出頭の要求、関係者に対する質問又は説明等の検査								○											総合事務所長 東宮隆出保健局長
85 同法第101条の規定による介護老人保健施設の開設者に対する介護老人保健施設の使用の制限等の命令								○											総合事務所長
86 同法第102条の規定による介護老人保健施設の管理者の変更の命令								○											総合事務所長
87 同法第103条第1項の規定による介護老人保健施設の開設者に対する勧告								○											総合事務所長
88 同法第103条第2項の規定による公表								○											総合事務所長
89 同法第103条第3項の規定による介護老人保健施設の開設者に対する命令								○											総合事務所長
90 同法第103条第4項の規定による公示								○											総合事務所長
91 同法第103条第5項の規定による通知の受理								○											総合事務所長
92 同法第104条第1項の規定による介護老人保健施設の開設の許可の取消し及び効力の停止		○																	
93 同法第104条第2項の規定による通知の受理								○											総合事務所長
94 同法第105条において併用する因廃法第8条の2第2項及び第9条の規定による変更の届出、事業の廃止、休止若しくは再開の届出又は開設者の死亡若しくは失そ等の届出の受理								○											総合事務所長
95 同法第107条第5項の規定による指定介護療養型医療施設の指定をする場合の市町村長への通知								○											総合事務所長
96 同法第107条の2第1項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の更新								○											総合事務所長
97 同法第108条第1項の規定による指定の変更の申請の受理								○											総合事務所長
98 同法第111条の規定による指定介護療養型医療施設の開設者からの住居等の変更届出書の受理								○											総合事務所長
保健施設の開設者からの変更届出書の受理																			局長
32 同法第100条第1項の規定による介護老人保健施設の開設者等に対する報告等の命令若しくは出頭の要求、関係者に対する質問又は説明等の検査																			○ 総合事務所長 東宮隆出保健局長
33 同法第101条の規定による介護老人保健施設の開設者に対する介護老人保健施設の使用の制限等の命令								○											
34 同法第102条の規定による介護老人保健施設の管理者の変更の命令								○											
35 同法第103条第1項の規定による介護老人保健施設の開設者に対する業務運営の改善又は業務の停止の命令								○											
36 同法第104条第1項の規定による介護老人保健施設の開設の許可の取消し		○																	
37 同法第111条の規定による指定介護療養型医療施設の開設者からの住居等の変更届出書の受理																			○ 総合事務所長 東宮隆出保健局長

99	同法第12条第1項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告等の命令及び立入検査								○	総合事務所長
100	同法第13条の規定による指定介護療養型医療施設からの指定事務及の届出の受理								○	総合事務所長
101	同法第13条の2第1項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者に対する届出								○	総合事務所長
102	同法第13条の2第2項の規定による公表								○	総合事務所長
103	同法第13条の2第3項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者に対する命令								○	総合事務所長
104	同法第13条の2第4項の規定による公示								○	総合事務所長
105	同法第13条の2第5項の規定による通知の受理								○	総合事務所長
106	同法第14条第1項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の取消し及び効力の停止	○								
107	同法第14条第2項の規定による通知の受理								○	総合事務所長
108	同法第15条の規定による指定介護療養型医療施設の指定等の公示								○	総合事務所長
109	同法第15条の5の規定による指定介護予防サービス事業者の事業所の名称等の変更及び事業の廃止等の届出の受理								○	総合事務所長
110	同法第15条の6第1項の規定による指定介護予防サービス事業者等に対する報告等の命令及び立入検査								○	総合事務所長
111	同法第15条の7第1項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する届出								○	総合事務所長
112	同法第15条の7第2項の規定による公表								○	総合事務所長
113	同法第15条の7第3項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する命令								○	総合事務所長
114	同法第15条の7第4項の規定による公示								○	総合事務所長
38	同法第12条第1項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告等の命令若しくは仕頂の要求、関係者に対する訪問又は設備等の検査									○ 総合事務所長 東部臨海保健局長
39	同法第13条の規定による指定介護療養型医療施設からの指定事務及の届出の受理									○ 総合事務所長 東部臨海保健局長
40	同法第14条第1項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の取消し	○								
41	同法第15条の規定による指定介護療養型医療施設の指定等の公示									○ 総合事務所長 東部臨海保健局長

3 同令第3条の2第2項の規定による福祉用具専門相談員指定講習を行う者の指定	○													
4 同令第3条の2第2項第2号ロの規定による福祉用具専門相談員指定講習を行う者の廃止等の届出の受理		○												
5 同令第3条の2第3項の規定による福祉用具専門相談員指定講習を行う者の指定取消し	○													
6 同令第1条の3第1項の規定による指定村庁事務受託法人の変更等の届出の受理							○	総合事務所長						
7 同令第1条の3第2項の規定による指定村庁事務受託法人の変更等に係る通知							○	総合事務所長						
8 同令第1条の4の規定による指定村庁事務受託法人に対する報告の命令							○	総合事務所長						
9 同令第1条の5第1項の規定による指定村庁事務受託法人に対する指定の取消し及び効力の停止							○	総合事務所長						
10 同令第1条の6の規定による公示							○	総合事務所長						
11 同令第35条の9第2項の規定による指定調整避難所の指定取消し	○													
12 同令第35条の9第3項の規定による公示	○													
13 同令第35条の10第2項の規定による指定修繕避難所の指定取消し	○													
14 同令第35条の10第3項の規定による公示	○													
15 同令第37条の2第3項の規定による介護サービス情報の公表計画の公表	○													
16 同令第37条の4第1項(第37条の11において準用する場合を含む。)の規定による指定調整避難所に係る公示	○													
17 同令第37条の4第2項(第37条の11において準用する場合を含む。)の規定による指定調整避難所の変更等の届出の受理		○												
18 同令第37条の4第3項(第37条の11において準用する場合を含む。)の規定による指定調整避難所の変更等に係る公示		○												

	19	同令第37条の第5第3項（第37条の11において準用する場合を含む。）の規定による指定調査機関に対する改善命令	○						
	20	同令第37条の6第1項（第37条の11において準用する場合を含む。）の規定による調査事務規定の認可	○						
	21	同令第37条の6第2項（第37条の11において準用する場合を含む。）の規定による調査事務規定の変更命令	○						
	22	同令第37条の7第1項の規定による調査員名簿の登録	○						
	23	同令第37条の7第2項の規定による調査員登録證書の交付	○						
	24	同令第37条の7第3項の規定による調査員名簿からの削除	○						
	25	同令第37条の7第4項の規定による調査員養成研修を行う者の指定	○						
	26	同令第37条の7第5項の規定による調査員養成研修を行う者の指定取消し	○						
	27	同令第37条の7第6項の規定による調査員養成研修を行う者の指定取消しに係る公示	○						
	28	同令第37条の8（第37条の11において準用する場合を含む。）の規定による指定調査機関に対する改善命令	○						
	29	同令第37条の9（第37条の11において準用する場合を含む。）の規定による指定調査機関の業務の休廃止に係る公示	○						
	30	同令第37条の10第1項（第37条の11において準用する場合を含む。）第1項の規定による指定調査機関の指定取消し及び効力の停止	○						
	31	同令第37条の10第2項の規定による指定調査機関の指定取消しに係る公示	○						
六 鳥取県介護保険法施行細則（平成17年鳥取県規則第50号）に基づく知事の特権に属する事務	1	同規則第11条の規定による指定居宅サービス事業者の特別に係る公示					○		総合事務所長
	2	同規則第13条第1項の規定による介護老人保健施設の新設の許可に係る公示					○		総合事務所長
六 鳥取県介護保険法施行細則（平成17年鳥取県規則第50号）に基づく知事の特権に属する事務	1	同規則第11条の規定による指定居宅サービス事業者の特別に係る公示					○		総合事務所長 東部保健出保健局長
	2	同規則第13条第1項の規定による介護老人保健施設の新設の許可に係る公示					○		総合事務所長 東部保健出保健局長

七 鳥取県立 社会福祉施 設の設置及 び管理に関 する条例(昭 和48年鳥 取県条例第 11号)に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 同条例第3条の規 定による鳥取県立岩 井長者寮の利用の許 可							○	岩井長者寮長
	2 同条例第12条の規 定による鳥取県立岩 井長者寮における使 用料の減免の決定 (一) 鳥取県立岩井 長者寮管理規則(昭 和48年鳥取県規 則第48号)第9条 第2号に該当する 場合に係るもの (二) (一)以外の場 合に係るもの							○	岩井長者寮長

八及び九 略

十 社会福祉 法に基づく 知事の権限 に属する事 務(長寿社 会課の所掌 事務に係る ものに限 る。)	1 略								
	2 福祉保健課の項の 一の7及び9に掲げ る事務							○	
	3 福祉保健課の項の 一の11の(二)に掲 げる事務 (一) 特重要な 監督に係るもの (二) (一)以外 の監督に係るもの							○	福祉事務所長

十一 略

七 鳥取県立 社会福祉施 設の設置及 び管理に関 する条例(昭 和48年鳥 取県条例第 11号)に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 同条例第3条の規 定による鳥取県立社 会福祉施設の利用の 許可 (一) 鳥取県立福原 荘の利用に係るも の (二) 鳥取県立岩井 長者寮の利用に係 るもの							○	岩井長者寮長
	2 同条例第5条に規 定する使用料の額か ら、介護保険法第8 条第2項に規定する 施設介護サービス費 の額を控除した同条 例第5条の使用料の 徴収							○	
	3 同条例第7条の規 定による鳥取県立社 会福祉施設における 使用料の減免の決定 (一) 鳥取県立福原 荘に係るもの (1) 鳥取県立福 原荘管理規則(昭 和67年鳥取県 規則第3号)第 7条第2号に該 当する場合に係 るもの (2) (1)以外 の場合に係る もの (二) 鳥取県立岩井 長者寮に係るもの (1) 鳥取県立岩 井長者寮管理規 則(昭和48年鳥 取県規則第48号)第9条第2号 に該当する場合 に係るもの (2) (1)以外の 場合に係るもの							○	岩井長者寮長

八及び九 略

十 鳥取県立 福祉管理 規則に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同規則第9条の規 定による使用料の徴 収額の決定							○	
	2 同規則第2条の規 定による身元授人の 変更の承認							○	
	3 同規則第3条の規 定による入所者に対 する措置の命令又は 必要な指示							○	
	4 同規則第4条第1 項の規定による入所 の許可の取消し							○	

十一 社会福 祉法に基づ く知事の権 限に属する 事務(長寿 社会課の所 掌事務に係 るものに限 る。)	1 略								
	2 福祉保健課の項の 一の7、9及び11の (二)に掲げる事務							○	

十二 略

<p>四 鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則(平成17年鳥取県規則第29号)に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>1 同規則第3条第1項の規定による医療給付等の措置に要する費用を支払うべき旨の命令</p>	<p>○</p>															
<p>五 障害者自立支援法に基づく知事の権限に属する事務(同法第5条第8号に規定する自立支援医療に係る事務であつて、当該事務のうち障害者自立支援法施行令第1条第1号に規定する育成医療に係るものに限る。)</p>	<p>1 同法第8条第1項の規定による不正の手段により自立支援医療費の支給を受けた者からの当該給付額に相当する金額の徴収</p>				<p>○</p>												
<p>2 同法第8条第2項の規定による不正の行為により自立支援医療費の支給を受けた事業者等当該支給額を返還させること等</p>				<p>○</p>													
<p>3 同法第9条第1項の規定による障害者等に対する報告等の命令等</p>				<p>○</p>													
<p>4 同法第10条第1項の規定による自立支援医療を行う者等に対する報告等の命令等</p>				<p>○</p>													
<p>5 同法第11条第1項の規定による自立支援医療に関する障害者等に対する報告等の命令等</p>				<p>○</p>													
<p>6 同法第11条第2項の規定による自立支援医療に関する自立支援給付対象サービス等を行った者等に対する報告等の命令等</p>				<p>○</p>													
<p>7 同法第2条の規定による自公置に対する文書の閲覧等の要求等</p>		<p>○</p>															
<p>8 同法第2条第1項の規定による自立支援医療費の支給認定</p>		<p>○</p>															
<p>9 同法第4条第2項の規定による障害者等が自立支援医療を受ける指定自立支援医療機関の決定</p>		<p>○</p>															
<p>10 同法第4条第3項の規定による医療受給者証の交付</p>		<p>○</p>															
<p>11 同法第6条第2項の規定による支給認定の変更の認定</p>		<p>○</p>															
<p>12 同法第6条第4項の規定による変更認定に係る事象の医療</p>		<p>○</p>															

四 鳥取県育成医療給付等措置費負担命令規則に基づく知事の権限に属する事務

1 同規則第3条第1項の規定による医療給付等の措置(育成医療の給付に限る。)に要する費用を支払うべき旨の命令

○

	受給者証への記載等								
	13 同法第7条第1項の規定による支給認定の取消し		○						
	14 同法第7条第2項の規定による医療受給者証の返還要求					○			
	15 同法第8条第1項の規定による自立支援医療費の支給		○						
	16 同法第36条第1項の規定による指定自立支援医療機関等に対する報告等の命令等						○		
	17 同法第36条第3項の規定による自立支援医療費の支払の一時差止めの指示等						○		
	18 同法第37条第1項の規定による勧告						○		
	19 同法第37条第2項の規定による公表						○		
	20 同法第37条第3項の規定による勧告に係る措置の命令						○		
	21 同法第37条第4項の規定による公示		○						
	22 同法第33条第1項の規定による診療内容等の審査及び自立支援医療費等の額の決定		○						
	23 同法第33条第4項の規定による自立支援医療費の支払に関する事務の委託		○						
六	障害者自立支援法施行令に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第2条第1項の規定による変更に係る届出の受理	○						
		2 同令第33条第1項の規定による医療受給者証の再交付	○						

七 略

八 略

九 略

十	結核予防法(昭和26年法律第36号)に基づく知事の権限に属する事務	1~19 略							
		20 同法第36条の規定による学校又は施設設置者の支弁すべき費用等の補助	○						
		21及び22 略							

十一 略

十二 略

十三 略

十四 略

十五 略

十六 略

十七 略

十八 略

五 略

六 略

七 略

八	結核予防法(昭和26年法律第36号)に基づく知事の権限に属する事務	1~19 略							
		20 同法第36条の規定による計理士の支弁すべき費用等の補助	○						
		21及び22 略							

九 略

十 略

十一 略

十二 略

十三 略

十四 略

十五 略

十六 略

15	同法第8条の7第1項の規定による特定粉じん発生施設となった際の届出の受理								○	保健所長
16	同法第8条の8の規定による特定粉じん発生施設に関する計画の変更等の命令								○	保健所長
17	同法第8条の11の規定による特定粉じん発生施設の構造等の改善等の命令								○	保健所長
18	同法第8条の15第1項又は第2項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の届出								○	保健所長
19	同法第8条の16の規定による特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更の命令								○	保健所長
20	同法第8条の18の規定による特定粉じん排出等作業ごとの作業基準に従うこと等の命令								○	保健所長
21	同法第20条の規定による自動排ガス濃度の測定							○		
22	同法第21条第1項の規定による公安委員会に対する要請							○		
23	同法第21条第2項の規定による道庁管理者又は警察長等関係の長に対する意見陳述							○		
24	同法第23条第1項の規定による緊急時の一般への周知及び煙の排出量の減少等についての協力の要請							○		
25	同法第23条第2項の規定による煙排出量に対する必要な措置を採るべきことの命令及び公安委員会に対する要請							○		
26	同法第24条の規定による大気汚染の状況の公表							○		
27	同法第26条第1項の規定による煙発生施設の見学等の報告の要求及び工場等への立入検査								○	保健所長
28	同法第27条第4項の規定による電気事業法等の規定による措置を採るべきことの要請							○		
29	同法第28条第2項の規定による警察長等関係の長等に対する協力の要求等							○		
30	同法附則第10項の規定による指定粉じんの排出等の削減の勧告								○	保健所長

										○	保健所長						
	31 同法附則第11項の規定による指定焼却場焼却の状況等の報告の要求																
二	大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第9条の規定による(イ)燃発生施設の設置等の届出に係る受理書の交付									○	保健所長					
		2 同規則第10条の3の規定による特定粉じん燃発生施設等の届出に係る受理書の交付										○	保健所長				
三	鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例(平成17年鳥取県条例第7号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第6条第2項の規定による共用部分の石綿の粉じんの排出等防止措置の届出										○	保健所長				
		2 同条例第6条第3項の規定による届出を受けた者が当該届出に従わず旨の公表	○														
		3 同条例第7条第1項又は第2項の規定による石綿粉じん排出等作業の実施の届出の受理											○	保健所長			
		4 同条例第7条第4項の規定による石綿粉じん排出等作業の計画変更の届出												○	保健所長		
		5 同条例第8条第1項の規定による石綿粉じん排出等作業の改善又は一時停止の届出												○	保健所長		
		6 同条例第8条第2項の規定による石綿粉じん排出等作業の改善又は一時停止の命令												○	保健所長		
		7 同条例第8条第3項の規定による届出又は命令を受けた者が当該届出又は命令に従わず旨の公表	○														
		8 同条例第10条第1項又は第2項の規定による廃棄予定量等の届出又は廃棄処分の状況報告書の受理													○	保健所長	
		9 同条例第11条第1項の規定による報告等の徴収及び立入検査													○	保健所長	
		10 同条例第12条の規定による石綿による健康に係る被害の防止のための情報の公表	○														
四	水質汚濁防止法(昭和55年法律第38号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条の規定による特定施設の設置の届出の受理													○	保健所長	
		2 同法第6条の規定による特定施設となった際の届出又は排出水の排出係数等の汚染状態及び届出について届出の受理														○	保健所長
		3 同法第7条の規定による特定施設の構造等の変更の届出の														○	保健所長

受理								
4 同法第8条の規定による特定施設に関する計画の変更等の命令							○	保健所長
5 同法第9条第2項の規定による特定施設の新設等の制限期間の短縮							○	保健所長
6 同法第10条の規定による特定施設の新設者の氏名の変更等の届出の受理							○	保健所長
7 同法第11条第3項の規定による特定施設に係る地立の承継の届出の受理							○	保健所長
8 同法第13条第1項又は第3条の2第1項の規定による特定施設の新設等の改善等の命令							○	保健所長
9 同法第14条の2第1項又は第2項の規定による事故の状況等の届出の受理							○	保健所長
10 同法第14条の2第3項の規定による応急の措置の命令							○	保健所長
10の2 同法第14条の3第1項又は第2項の規定による地下水の水質の浄化措置命令	○							
11 同法第14条の7第2項(第14条の7第5項において準用する場合を含む。)の規定による関係市町村長の意見の聴取	○							
12 同法第14条の7第4項(第14条の7第5項において準用する場合を含む。)の規定による生活排水対策重点地域指定の公示	○							
13 同法第14条の8第5項の規定による市町村に対する助言及び勧告	○							
14 同法第16条第1項の規定による公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画の作成	○							
15 同法第17条の規定による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の公表	○							
16 同法第22条第1項の規定による特定施設の新設等の報告の要求及び特定事業場への立入検査							○	保健所長
17 同法第23条第4項の規定による鉱山保安法等の規定による措置を採るべきことの要請	○							
18 同法第24条第2項の規定による関係行	○							

		3 同法第3条第3項(同法第4条第3項において準用する場合を含む。)の規定による地域の指定等の公示	○																	
		4 同法第4条第1項の規定による規制基準の設定	○																	
		5 同法第22条の規定による関係行政機関の長等に対する協力の要求等	○																	
	八 振興規制法(昭和61年法律第4号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による地域の指定	○																	
		2 同法第3条第2項の規定による関係市町村長の意見の聴取	○																	
		3 同法第3条第3項(同法第4条第3項において準用する場合を含む。)の規定による地域の指定等の公示	○																	
		4 同法第4条第1項の規定による規制基準の設定	○																	
		5 同法第20条の規定による関係行政機関の長等に対する協力の要求等	○																	
	九 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条の規定による規制地域の指定	○																	
		2 同法第4条の規定による規制基準の設定	○																	
		3 同法第5条第1項又は第2項の規定による関係市町村長の意見の聴取	○																	
		4 同法第6条の規定による規制地域の指定等の公示	○																	
		5 同法第9条第1項の規定による関係行政機関の長等に対する協力の要求	○																	
二 略																				
二 略																				
	十 略																			
	十一 略																			
	十二 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第3項(同法第4条第3項、第5条第3項又は第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公害防止統括者、公害防止管理者、公害防止主任管理者又は公害防止管理者の代理者若しくは公害防止主任管理者の代理者の選任等の届出の受理																	○	保健所長
		2 同法第10条の規定による公害防止統括者等の解任の命令	○																	
		3 同法第11条第1項の規定による公害防止統括者等の職務の																	○	保健所長

		の届出の受理							
		8 同法第19条第3項の規定による特定施設の設置者等の地位の承継の届出の受理							○ 保健所長
		9 同法第22条第1項の規定による特定施設の構造の改善等の命令							○ 保健所長
		10 同法第23条第2項の規定による事故の状況の通報の受理							○ 保健所長
		11 同法第23条第3項の規定による事故の拡大又は再発の防止のために必要措置の命令							○ 保健所長
		12 同法第27条第3項の規定による大気等の汚染の状況についての調査測定の結果の公表	○						
		13 同法第27条第4項の規定による土壌の汚染の状況の調査測定のための土地への立入り等							○ 保健所長
		14 同法第28条第3項の規定による排出ガス等の汚染の状況の測定の結果の報告の徴収							○ 保健所長
		15 同法第28条第4項の規定による排出ガス等の汚染の状況の測定の結果の公表	○						
		16 同法第34条第1項の規定による特定施設の状況等の報告の徴収又は特定事業場への立入検査の実施							○ 保健所長
		17 同法第35条第3項の規定による行政機関の長に対する措置の要請	○						
		18 同法第36条第2項の規定による関係行政機関の長等に対する協力の要請等	○						
十六	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年総理府令第67号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第5条の規定による特定施設の設置等の届出に係る受理書の交付							○ 保健所長
十七	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第3項の規定による第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出の受理						○	
		2 同法第5条第3項の規定による届出に関する意見の申出					○		
		3 同法第7条第5項の規定による特定化学物質の種類をもって行う通知に係る第一種指定化学物質の排出量等に関する事						○	

		項ごとの主務大臣への説明の要請								
		4 同法第8条第5項の規定による届出事項の集計及び結果の公表					○			
		5 同法第3条の規定による国が実施する調査に関する資料提供の要求及び意見の申出					○			
		6 同法第7条第3項の規定による指定し学物質等取扱事業者に対する技術的助言等						○	保健所長	
		7 同法第7条第4項の規定による国民の理解を深めるための教育活動等					○			
		8 同法第7条第5項の規定による必要な人材の育成					○			
十八 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第3条第1項の規定による調査報告の受理							○	保健所長
	2	同法第3条第1項ただし書の規定による確認							○	保健所長
	3	同法第3条第2項の規定による土地所有者等に対する通知							○	保健所長
	4	同法第3条第3項の規定による報告又は報告の内容の是正の命令							○	保健所長
	5	同法第4条第1項の規定による調査結果の報告の命令						○		
	6	同法第4条第2項の規定による調査の実施						○		
	7	同法第5条第1項の規定による区域の指定						○		
	8	同法第5条第2項の規定による区域の指定の公告						○		
	9	同法第5条第4項の規定による指定区域の削除						○		
	10	同法第6条第1項の規定による指定区域台帳の調査及び保管						○		
	11	同法第7条第1項の規定による土地所有者等に対する措置命令						○		
	12	同法第7条第2項の規定による汚染行為をした者に対する措置命令						○		
	13	同法第7条第3項において準用する同法第4条第2項の規定による措置の実施						○		
	14	同法第9条第1項の規定による土地の						○		

		形質の変更の届出の受理								
		15 同法第9条第2項の規定による土地の形質の変更に関する届出の受理					○			
		16 同法第9条第3項の規定による応急措置としての土地の形質の変更の届出の受理					○			
		17 同法第9条第4項の規定による土地の形質の変更に係る計画変更命令					○			
		18 同法第29条第1項の規定による報告要求及び立入検査					○			
		19 同法第30条の規定による協議					○			
		20 同法第31条第2項の規定による資料の送付等の要求等					○			
十九	土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)に基づく知事の権限に属する事務	1 第2条第2項ただし書の規定による確認							○	保健所長
		2 第2条第3項の規定による報告の受理							○	保健所長
二十	鉱業法(昭和25年法律第289号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第24条の規定による経営産業局長からの協議に対する回答	○							
二十一	下水道法(昭和33年法律第79号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第2条の2第4項の規定による流域下水道整備総合計画の決定に係る意見の聴取又は同法第77条において準用する同法第2条の2第4項の規定による同計画の変更に係る意見の聴取	○							
		2 同法第2条の2第5項の規定による流域下水道整備総合計画の決定に係る意見の聴取及び国土交通大臣への協議又は同法第77条において準用する同法第2条の2第5項の規定による同計画の変更に係る意見の聴取及び国土交通大臣への協議	○							
		3 同法第4条第1項の規定による公共下水道の事業計画の認可及び変更の認可	○							
		4 同法第25条の3第2項の規定による流域下水道の事業計画の認可の申請又は同法第47条において準用する同法第25条の3第1項の規定による同計画の変更の認可の申請	○							

5	同法第25条の3第2項の規定による流域下水道の事業計画の決定に係る意見の聴取又は同条第4項において準用する同法第25条の3第2項の規定による計画の変更に係る意見の聴取	○						
6	同法第25条の6の規定による流域下水道の管理者に対する供用又は処理の開始に係る通知	○						
7	同法第25条の7第1項の規定による流域下水道施設に係る使用の制限及び同条第2項の規定による流域下水道の管理者に対するその旨の通知						○	中務総合事務 所長
8	同法第25条の8の規定による流域下水道の管理者に対する原因調査の要請等						○	中務総合事務 所長
9	同法第25条の9の規定による他の施設又は工作物その他の物件の管理者との協議	○						
10	同法第25条の10において準用する同法第5条の規定による流域下水道に係る兼用工作物の工事の施工等についての他の工作物の管理者との協議	○						
11	同法第25条の10において準用する同法第6条の規定による流域下水道の施設に関する工事等の承認		○					
12	同法第25条の10において準用する同法第7条の規定による流域下水道に係る兼用工作物の管理費用の負担についての協議	○						
13	同法第25条の10において準用する同法第8条の規定による流域下水道の施設の損壊等により必要を生じた工事の費用の負担の決定	○						
14	同法第25条の10において準用する同法第11条の規定による流域下水道からの放流水の水質検査等						○	中務総合事務 所長
15	同法第25条の10において準用する同法第23条の規定による流域下水道台帳の調整						○	中務総合事務 所長
16	同法第31条の2第2項の規定による市町村の負担金額に係る関係市町村からの意見の聴取	○						

	17 同法第22条第1項の規定による他人の土地への立入り等							○	中郡総合事務所長
	18 同法第22条第9項の規定による損失の補償についての協議(同法第38条第5項において準用する場合を含む。)	○							
	19 同法第27条第1項の規定による公共下水道管理者等に対する工事又は維持管理に関する必要な指示	○							
	20 同法第28条第1項の規定による許可等の取消し若しくは条件の変更又は工事の中止等の命令及び同法第2項の規定による処分又は命令	○							
	21 同法第29条第1項の規定による報告の徴収	○							
二十二 過疎地域自立促進特別措置法第5条の規定により知事の権限に属するものとされた下水道法に基づく事務	1 同法第5条の規定による兼用工作物の工事の施工等についての他の工作物の管理者との協議	○							
	2 同法第6条の規定による公共下水道の施設に関する工事等の承認		○						
	3 同法第7条の規定による兼用工作物の管理費用の負担についての協議	○							
	4 同法第24条第1項の規定による許可及びその変更の許可		○						
	5 同法第24条第3項の規定による他の施設又は工作物その他の物件の管理者との協議		○						
	6 同法第22条第1項の規定による他人の土地への立入り等 (一) 八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中郡総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの								○ 八頭地方県土整備局長 ○ 中郡総合事務所長 ○ 日野総合事務所長
	7 同法第22条第9項の規定による損失の補償についての協議(同法第38条第5項において準用する場合を含む。)	○							
	8 同法第33条第1項の規定による許可又は承認を付する条件の決定		○						
	9 同法第38条第1項の規定による許可の取消し若しくは条件の変更又は工事の中止等の命令及び同法第2項の規定による処分又は命令	○							

										<p>事の権限に属する事務</p> <p>設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額、以下(二)及び(三)において同じ。)が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○				○	総合事務所長 地方農林振興局長
									<p>2 同規則第4条第1項(同規則第20条及び第22条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○	○			○	総合事務所長 地方農林振興局長	
									<p>3 同規則第5条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○	○			○	総合事務所長 地方農林振興局長	
									<p>4 同規則第9条第1項の規定による入札参加者の指名 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○				○	総合事務所長 地方農林振興局長	
									<p>5 同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの</p>	○	○			○	総合事務所長 地方農林振興局長	
									<p>6 同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの</p>	○	○			○	総合事務所長 地方農林振興局長	

<p>7 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一) 請負対象総計金額(請負契約の締結後に請負対象総計金額を変更した場合においては、当初の請負対象総計金額以下、環境確保課の頁の三十八において同じ。)が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象総計金額を変更した場合に変更後の請負対象総計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象総計金額が5億円未満の工事(変更後の請負対象総計金額が5億円以上となる場合を除く。)に係るもの</p>	○								
<p>8 同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求</p>								○	総合事務所長 地方農林振興局長
<p>9 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託 (一) 請負対象総計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象総計金額を変更した場合に変更後の請負対象総計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象総計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象総計金額が5億円以上となる場合を除く。以下(三)において同じ。)に係るもの (三) 請負対象総計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	○								
<p>10 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令</p>								○	総合事務所長 地方農林振興局長
<p>11 同規則第28条第1項及び第2項の規定による措置の要求</p>								○	総合事務所長 地方農林振興局長
<p>12 同規則第26条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一) 請負対象総計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象総計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象総計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対</p>	○								

								<p>額が5億円以上となる場合を除く。(三)及び(四)において同一に係るもの。</p> <p>(三) 請負対象額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(四) 請負対象額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○					○ 総合事務所長 地方農林振興局長
								<p>13 同規則第8条第7項後段、第7条後段、第10条後段及び第40条の2第3項(同規則第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による必要な負担の決定</p> <p>(一) 請負対象額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象額を変更した場合に変更後の請負対象額が5億円以上となる工事を含まれる)に係るもの</p> <p>(二) 請負対象額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象額が5億円以上となる場合を除く、以下(三)において同じ。)に係るもの</p> <p>(三) 請負対象額が2億円未満の工事に係るもの</p>	○	○				
								<p>14 同規則第9条第4項の規定による工事の内容の変更等</p> <p>(一) 請負対象額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象額を変更した場合に変更後の請負対象額が5億円以上となる工事を含まれる)に係るもの</p> <p>(二) 請負対象額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象額が5億円以上となる場合を除く、以下(三)及び(四)において同じ。)に係るもの</p> <p>(三) 請負対象額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(四) 請負対象額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○	○			○ 総合事務所長 地方農林振興局長	
								<p>15 同規則第10条前段の規定による工事の内容の変更等</p> <p>(一) 請負対象額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象額を変更した場合に変更後の請負対象額が5億円以上となる工事を含まれる)</p>	○					

																				<p>の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含まれるもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が2億円以上5億円未満となる場合を含む。)に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)に係るもの</p>	○												
																			<p>19 同規則第2条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含まれるもの)</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が2億円以上5億円未満となる場合を含む。)に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)に係るもの</p>	○	○												
																			<p>20 同規則第2条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含まれるもの)</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が2億円以上5億円未満となる場合を含む。)に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)に係るもの</p>	○	○												
																			<p>21 同規則第3条の規定による請負代金の額の変更の決定</p> <p>(一) 請負対象設計</p>	○													

		金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの							
		(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）に係るもの	○						
22	同規則第15条第5項の規定による費用の負担の協議	(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○						
		(二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。以下(三)において同じ。）に係るもの	○						
		(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○						
23	同規則第18条第2項の規定による天然その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認						○	総合事務所長 地方農林振興局長	
24	同規則第19条第1項の規定による設計図書の変更の決定	(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○						
		(二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。以下(三)において同じ。）に係るもの	○						
		(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○						
25	同規則第22条第1項（同規則第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完成検査の委託	(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金	○						

	なる工事を含む。))に係るもの (二) 請負対象総計金額が5億円未満の工事(変更後の請負対象総計金額が5億円以上となる場合を除く。) に係るもの		○						
29	同規則第30条第2項(同規則第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象総計金額が1億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象総計金額を変更した場合に変更後の請負対象総計金額が5億円以上となる工事を含む。) に係るもの (二) 請負対象総計金額(変更後の請負対象総計金額)が5億円以上となる場合を除く。)が1億円未満の工事に係るもの			○					○ 総合事務所長 地方農林振興局長
30	同規則第30条第2項の規定による前金払に係る認定								○ 総合事務所長 地方農林振興局長
31	同規則第31条第2項の規定による請負代金の前金払 (一) 請負対象総計金額が1億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象総計金額を変更した場合に変更後の請負対象総計金額が5億円以上となる工事を含む。) に係るもの (二) 請負対象総計金額(変更後の請負対象総計金額)が5億円以上となる場合を除く。)が1億円未満の工事に係るもの			○					○ 総合事務所長 地方農林振興局長
32	同規則第36条第1項の規定による工事の仕様部分等の確認								○ 総合事務所長 地方農林振興局長
33	同規則第36条第4項の規定による請負代金の部分払 (一) 請負対象総計金額が1億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象総計金額を変更した場合に変更後の請負対象総計金額が5億円以上となる工事を含む。) に係るもの (二) 請負対象総計金額(変更後の請負対象総計金額)が5億円以上となる場合を除く。)が1億円未満の工事に係るもの			○					○ 総合事務所長 地方農林振興局長
34	同規則第37条第1項の規定による請負代金の代理受領の承								

四 略	二十七 略
五 略	二十八 略

認
 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含まず。)に係るもの
 (二) 請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。)が1億円未満の工事に係るもの

35 同規則第9条第1項及び第10条第1項の規定による請負契約の解除
 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含まず。)に係るもの
 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。)に係るもの

36 同規則第2条第1項の規定による請負代金の支払
 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含まず。)に係るもの
 (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。)に係るもの

37 同規則第2条第7項の規定による請負者が所有又は管理する物件の処分等の決定
 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含まず。)に係るもの
 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。(三)において同じ。)に係るもの
 (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの

○ 総合事務所長
地方農林振興局長

○ 総合事務所長
地方農林振興局長

水・大気汚染防止法 昭和49年法律第7号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条の規定によるは、煙発生施設の新設の届出の受理						○	総合事務所長
	2 同法第7条の規定によるは、煙発生施設となった際の届出の受理						○	総合事務所長
	3 同法第8条の規定によるは、煙発生施設の新設等の変更の届出の受理						○	総合事務所長
	4 同法第9条の規定によるは、煙発生施設に関する計画の変更等の命令						○	総合事務所長
	5 同法第10条第2項(同法第7条の12第1項及び第8条の13第1項において準用する場合を含む。)の規定によるは、煙発生施設の新設等の制限期間の短縮						○	総合事務所長
	6 同法第11条(同法第7条の12第2項及び第8条の13第2項において準用する場合を含む。)の規定によるは、煙発生施設の新設者の氏名の変更等の届出の受理						○	総合事務所長
	7 同法第12条第3項(同法第7条の12第2項及び第8条の13第2項において準用する場合を含む。)の規定によるは、煙発生施設に係る地位の承継の届出の受理						○	総合事務所長
	8 同法第14条第1項の規定によるは、煙発生施設の新設等の命令						○	総合事務所長
	9 同法第17条第2項の規定による事故の情報の通報の受理						○	総合事務所長
	10 同法第17条第3項の規定による事故の拡大等の防止のため必要は措置を採るべきことの命令						○	総合事務所長
	11 同法第17条の4第1項の規定による揮発性有機化合物排出施設の新設の届出の受理						○	総合事務所長
	12 同法第17条の5第1項の規定による揮発性有機化合物排出施設となった際の届出の受理						○	総合事務所長
	13 同法第17条の6第1項の規定による揮発性有機化合物排出施設の新設等の変更の届出の受理						○	総合事務所長
	14 同法第17条の7の規定による揮発性有機化合物排出施設の新設等の命令						○	総合事務所長
	15 同法第17条の10の規定による揮発性						○	総合事務所長